**慶 弔 見 舞 金 規 程**

株式会社○○

（総則）

第 条　この規程は、就業規則に基づき従業員並びにその家族の慶弔金、従業員等の災害および傷病時における見舞金に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）

第 条 この規程は、正社員およびパートタイム従業員・期間雇用契約社員（無期雇用に転換した契約社員を含む）・嘱託従業員（以下「従業員等」という）に適用する。

（慶弔見舞金の種類）

第 条　従業員等に支給する慶弔見舞金の種類は次のとおりとする。

1. 結婚祝金
2. 出産祝金
3. 弔慰金
4. 傷病見舞金
5. 災害見舞金

（届出義務）

第 条　従業員等またはその関係者からの届出により支給する。その場合には事実を証明する書類の添付または提示を求めることがある。

（受給対象者の競合）

第 条　2名以上の従業員等が同一の事由によって受給対象者となった場合は、そのいずれか多額の金額に該当する者に対して支給する。ただし、結婚祝金はこの限りではない。

（結婚祝金）

第 条　従業員等が結婚した場合は、結婚祝金として２０,０００円を支給する。

1. 従業員等同士が結婚する場合は、双方に祝金を支給する。
2. 再婚においても同様の取り扱いとする。

（出産祝金）

第 条　従業員等または従業員等の配偶者が出産した場合は、出産祝金として１０,０００円を支給する。

1. 双子以上の場合には、その人数分を支給する。
2. 出産後７日以内に死亡した場合には、出産祝金ではなく弔慰金を支給する。

（弔慰金）

第 条　従業員等またはその家族が死亡した場合は、別表１に定める弔慰金を支給する。

1. 別表１(1)または(2)に該当する場合は、弔慰金のほか、必要に応じ花輪または生花を贈る。花輪または生花は役職、慣習等を考慮の上、適正なものとする。なお、別表１の(3)に該当する場合は、特別の事由により会社がその必要性を認めた場合に限り、花輪または生花を贈る場合がある。

（傷病見舞金）

第 条　従業員等が傷病により1ヵ月以上入院した場合は、見舞金として２０,０００円を支給する。

（災害見舞金）

第条　従業員等の住居または家財が台風、火災、地震など不慮の災害を受け、損害大で救済の必要があると認めた場合には、その程度に応じ別表２に定める見舞金を支給する。なお、支給額は災害の規模、被災の状況により増額することがある。

（その他の慶弔見舞金）

第条　この規程に定めがない場合でも、支給の必要があると判断されるときは、その都度決定する。

# 附　則

制定　平成19年 5月22日

改定　平成22年 9月13日　正社員以外の従業員について、内容等を見直し

（2条：表現見直し、3条：支給する弔慰金等の種類を変更）

改定　平成29年 4月17日　第3条　文言見直し　文字書式の修正

改定　平成30年8月2日 第8条　誤植修正

改定　令和元年9月12日 第1条　文言見直し、  
第2条および第3条　限定条件を削除、契約社員に無期雇用を追加

**別表１ 弔慰金**

|  |  |
| --- | --- |
| 続 柄 | 弔慰金 |
| (1) 本人 | 50,000円 |
| (2) 配偶者 | 30,000円 |
| (3) ２親等以内の親族 | 10,000円 |

**別表２ 災害見舞金**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 住居または家財  の全損 | 住居または家財  の半損 | 住居または家財  の軽微な被害 |
| 世帯主 | 150,000円 | 100,000円 | 30,000円 |
| 非世帯主 | 50,000円 | 30,000円 | 10,000円 |